別紙

医師派遣に係る常勤医師データベース管理及び医師派遣要請等手続きについて

2025 年 9 月 5 日更新、2026 年 11 月 2 日更新

１．趣旨

国立大学法人秋田大学が、地域医療機関と連携して地域における医療への医師の適正な配置を図り、もって地域医療の推進に資するため、医師派遣に係る常勤医師データベース管理及び医師派遣要請等手続きについて以下のとおり実施する。

２．医師派遣に係る常勤医師データベースの作成について

①常勤医師データベース管理の対象は、秋田大学医学部附属病院、及び県内各医療機関（秋田大学関連病院協議会加盟医療機関等、以下、県内各医療機関という）に在職している常勤医師とする。

②常勤医師データベースは毎年５月末と 11 月末に秋田大学へ提出する。変更がない場合も必ず提出することとする。

③臨床研修医については、臨床研修施設に所属している人数のみを集計する。

３．医師派遣要請等の手続きについて

（１）医師派遣要請について

・県内各医療機関において、派遣医師数に変更(増減)が生じる常勤医師の派遣希望を行う場合に、医師派遣要請等の手続きを行う。

・増員ついては、県内各医療機関の長から秋田大学に、要請書（様式１）を提出する。

・提出期限を次の 2 通りとする。

① 通常：派遣希望月の 3 か月前の月末とする。

② 秋田大学医学部の各講座との調整等が行われている場合：原則、派遣希望月の 2 か月前の月末とする。

・要請書受理後、秋田大学は「秋田医師適正配置委員会」に対し、様式３により審議を付託する。当該委員会は秋田大学各講座・診療科との調整等を行い、審議検討する。

・審議結果を踏まえ、秋田大学は、様式４により派遣希望のあった医療機関に回答する。

・派遣医師数に変更(増減)が生じない場合は、常勤医師データベースの報告により把握するので、派遣要請手続きを要しない。

・専門医研修プログラムによるローテーションも、派遣要請手続きを要しない。

（２）人数調整（減員）要請について

・県内各医療機関又は秋田大学各講座・診療科において、県内各医療機関に所属する常勤医師の減員希望を行う場合に、人数調整（減員）要請手続きを行う。

・手続きについては、上記の「医師派遣要請について」と同様とする。要請書は様式２、回答は様式５による。

（３）留意点

・医師派遣要請等における秋田大学各講座・診療科との調整等は「秋田医師適正配置委員会」において行うこととする。